## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第１６０６号**
埼玉県上尾市向山２丁目17番地３　日建シェトワＮＯ２―105
破産者　秋山　聳治
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第２６号**
千葉県木更津市高柳１丁目５番６号
破産者　杉本　京助
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第６８号**
千葉県袖ケ浦市福王台３―15―３フレグランス福王台205、住民票上の住所千葉県木更津市中央３丁目８番16号
破産者　鶴岡　輝廣
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第６９号**
千葉県袖ケ浦市福王台３―15―３フレグランス福王台205、住民票上の住所千葉県木更津市中央３丁目８番16号
破産者　鶴岡　君代
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第７０号**
千葉県袖ケ浦市福王台３―15―３フレグランス福王台205、住民票上の住所千葉県木更津市中央３丁目８番16号
破産者　鶴岡　義輝
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第９３号**
千葉県木更津市清見台南４丁目12番Ｔ14棟105号
破産者　今野　勝博
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

**平成２３年（フ）第６８７号**
北九州市八幡西区藤田１丁目７番13号
破産者　大野　政一
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第７８２号**
北九州市小倉南区朽網東２丁目27番12号
破産者　彦田　純一
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第２８０号**
長崎県長崎市愛宕２丁目11番21号
破産者　片江　明博
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第７４４号**
札幌市南区澄川１条１丁目３番34―305号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条５丁目５番24―205号
破産者　山下　　修
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第７４５号**
札幌市南区澄川１条１丁目３番34―305号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条５丁目５番24―205号
破産者　竹嶋　幸子
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第１７５７号**
札幌市清田区真栄４条２丁目20番10―802号
破産者　上野　博貴
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第９１７号**
仙台市若林区今泉１丁目14番29号、従前の住所宮城県大崎市岩出山字下真山宿沢19番地32
破産者　小笹　賢悦
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４７号**
宮城県大崎市松山須摩屋字天道原44番地６、従前の住所宮城県大崎市三本木新町１丁目17番38号
破産者　早坂　政也（旧姓千田）
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２３年（フ）第７５号**
秋田県能代市落合字下谷地291番地
破産者　五十嵐雪夫
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第７６号**
秋田県能代市落合字下谷地291番地
破産者　五十嵐鏡子
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第３６６号**
川崎市川崎区旭町２丁目18番13号コートハイム旭町301
破産者　露木　義浩
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第５１４号**
川崎市川崎区浅田４丁目９番７号　東和パレス202、前住所川崎市川崎区大島４丁目３番６―314号
破産者　荒井　孝彦
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係